

社援協発0401第3号
平成27年4月1日

各都道府県

消費生活協同組合主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
消費生活協同組合業務室長
(公印省略)

「消費生活協同組合法施行規則の一部改正に伴う組合の
財務処理等に関する取扱いについて」の一部改正について

今般、消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第46号）の公布及び日本公認会計士協会監査基準委員会による監査基準委員会報告書800の公表等に伴い、「消費生活協同組合法施行規則の一部改正に伴う組合の財務処理等に関する取扱いについて」（平成20年3月28日付け社援地発第0328003号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）及び同通知の別添「決算関係書類等の様式例」の一部を別紙のとおり改正することとしたので、御了知の上、貴管内の消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会に対し、周知徹底を図るとともに、適切な指導をお願いする。

なお、「決算関係書類等の様式例」の一部改正については、平成27年4月1日以後に開始する事業年度に係る連結決算関係書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例によるものであるため、ご留意願いたい。

この通知は、地方自治法第245条の4第1項の規定による技術的助言である。